

# 総務政策常任委員会資料(補正)

令和2年3月5日(木)

総 合 政 策 部

# 目 次

## I 予算議案

- 令和元年度2月補正予算案について  
(議案第49号・第50号関係) ..... 1

## II その他報告事項

- 平成29年度宮崎県県民経済計算について  
(統計調査課) ..... 4
- 「宮崎県交通・物流ネットワーク戦略」の改定について  
(総合交通課) ..... 8
- 「みやざきフードビジネス振興構想」の改定について  
(産業政策課) ..... 10
- 宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(仮称)の制定に  
ついて(生活・協働・男女参画課) ..... 12
- 国民スポーツ大会に向けたスポーツ施設の整備について  
(国民スポーツ大会準備課) ..... 20

## 【添付資料】

- 資料1 平成29年度 宮崎県県民経済計算 - 県民経済計算推計結果概要 -
- 資料2 宮崎県交通・物流ネットワーク戦略
- 資料3 みやざきフードビジネス振興構想改定案
- 資料4 陸上競技場基本設計(案)
- 資料5 体育館基本設計概要版
- 資料6 県プール整備運営事業(仮称)実施方針(案)概要版

# I 予算議案

(議案第49号関係)  
(議案第50号関係)

## 令和元年度2月補正予算案について

### 1 補正予算総括表

議案第49号、50号関係 国庫補助決定等に伴う補正

補正額 ▲ 832,707 千円

(一般会計)

(単位:千円)

所 属 名	補 正 額	補正前の額	補正後の額
総 合 政 策 課	▲ 637	3,819,545	3,818,908
秘 書 広 報 課	▲ 24,303	505,177	480,874
統 計 調 査 課	▲ 70,381	470,722	400,341
総 合 交 通 課	▲ 74,489	1,086,963	1,012,474
中 山 間 ・ 地 域 政 策 課	▲ 213,051	719,757	506,706
産 業 政 策 課	▲ 50,825	495,317	444,492
生 活 ・ 協 働 ・ 男 女 参 画 課	▲ 2,287	430,393	428,106
み や ぎ 文 化 振 興 課	▲ 342,253	6,685,218	6,342,965
国 民 文 化 祭 ・ 障 害 者 芸 術 文 化 祭 課	102,269	301,317	403,586
人 権 同 和 対 策 課	▲ 12,114	134,868	122,754
情 報 政 策 課	▲ 87,392	1,368,769	1,281,377
国 民 ス ポ ー ツ 大 会 準 備 課	▲ 60,893	496,540	435,647
計	▲ 836,356	16,514,586	15,678,230

(開発事業特別資金特別会計)

総 合 政 策 課	3,649	21,034	24,683
-----------	-------	--------	--------

(一般会計+特別会計)

総 合 政 策 部 合 計	▲ 832,707	16,535,620	15,702,913
---------------	-----------	------------	------------

## 2 繰越明許費補正(追加)

### 議案第49号関係

所属名	事業名	繰越額 (千円)	完成予定 年月日	繰越理由
総合交通課	佐土原駅バリアフリー化設備整備費補助事業	4,200	令和2年7月31日	事業主体において事業が繰越しとなることによるもの。
総合交通課	バスロケーションシステム導入支援事業	39,741	令和2年9月30日	事業主体において事業が繰越しとなることによるもの。
総合交通課	高千穂線鉄道施設整理基金補助事業	111,474	令和2年6月30日	事業主体において事業が繰越しとなることによるもの。
計	3事業	155,415		

## 3 繰越明許費補正(変更)

### 議案第49号関係

所属名	事業名	補正前 (千円)	補正後 (千円)	完成予定 年月日	繰越理由
国民スポーツ 大会準備課	県有体育施設整備事業	50,463	109,944	令和2年9月30日	関係機関との調整に日時を要したこと等によるもの。
計	1事業	50,463	109,944		

## ⑧ バスロケーションシステム導入支援事業

総合交通課

### 1 事業の目的・背景

人口減少等により路線バスの利用者が減少傾向にある中、近年増加傾向にあるインバウンド等の観光客の移動手段として、公共交通機関を始めとする地域交通の重要性が一層増していることから、路線バスの運行情報の「見える化」を更に進めることで、県民や観光客が利用しやすい公共交通網の整備を図る。

### 2 事業の概要

- (1) 予算額 39,741千円
- (2) 財源 観光みやぎき未来創造基金
- (3) 事業期間 令和元年度
- (4) 実施主体 交通事業者
- (5) 事業内容

交通事業者が行うバスロケーションシステムの導入に対する支援  
(補助率 1/3以内)

### 3 事業の効果

交通事業者が運行する路線バス車両に対するバスロケーションシステムの導入を支援し、路線バスの運行情報の「見える化」を更に進めることで、県民や観光客が利用しやすい公共交通網の整備を図ることができる。

#### バスロケーションシステムのイメージ

##### スマートフォン画面（イメージ）



##### デジタルサイネージ（イメージ）



→ スマホや主なバス停留所で、バスの現在位置や遅延情報、到着予定時刻等が確認できるようになる。

- 観光客など、普段利用していない方にとっては、
    - 路線バスの情報を知らなくとも、これから実際に利用できる交通手段を簡単に知ることができる。
  - 地域住民で普段利用している方にとっても、
    - 待ち時間を有効に活用できる（待合環境の改善）
- ↓
- ・ 利用しやすい環境の提供により、路線バスの利用促進
- 路線バスの維持・確保への寄与

## Ⅱ その他報告事項

### 平成 29 年度宮崎県県民経済計算について

統計調査課

#### 1 概要

平成 29 年度の本県経済は、国内経済で緩やかな回復基調が続く中で、製造業をはじめ、電気・ガス・水道・廃棄物処理業、不動産業等のサービス業が全体を牽引したことにより改善した。

この結果、平成 29 年度の県内総生産は名目で 3 兆 7,629 億円、経済成長率（県内総生産の対前年度比）は 1.3% 増となり、7 年連続のプラス成長となった。実質では 3 兆 6,305 億円、1.2% 増となり、7 年連続のプラス成長となった。

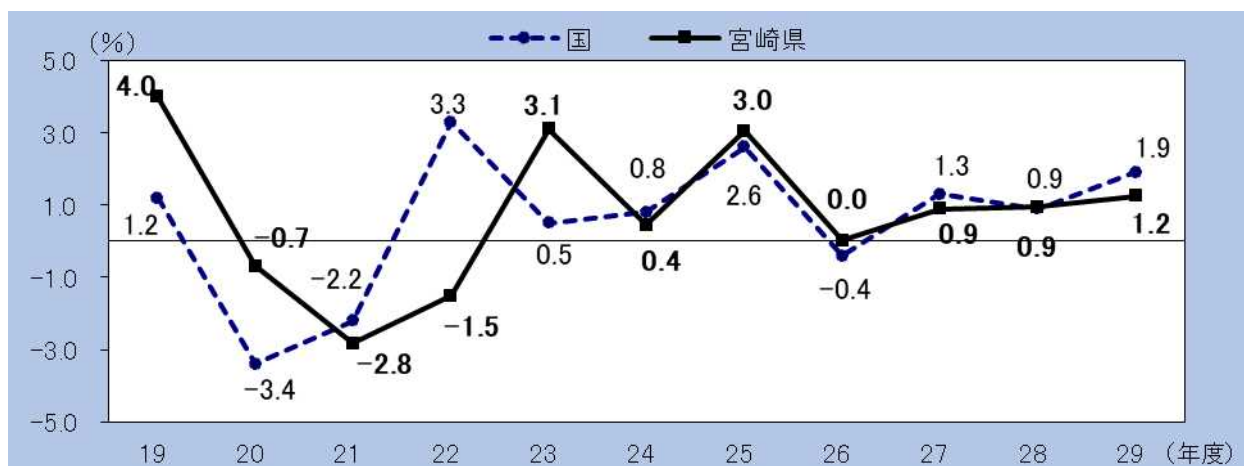
また、県民所得については、雇用者報酬の増加が全体を牽引した結果、3 年連続の増加となった。

経済成長率 名目 1.3% 実質 1.2%（7 年連続のプラス成長）

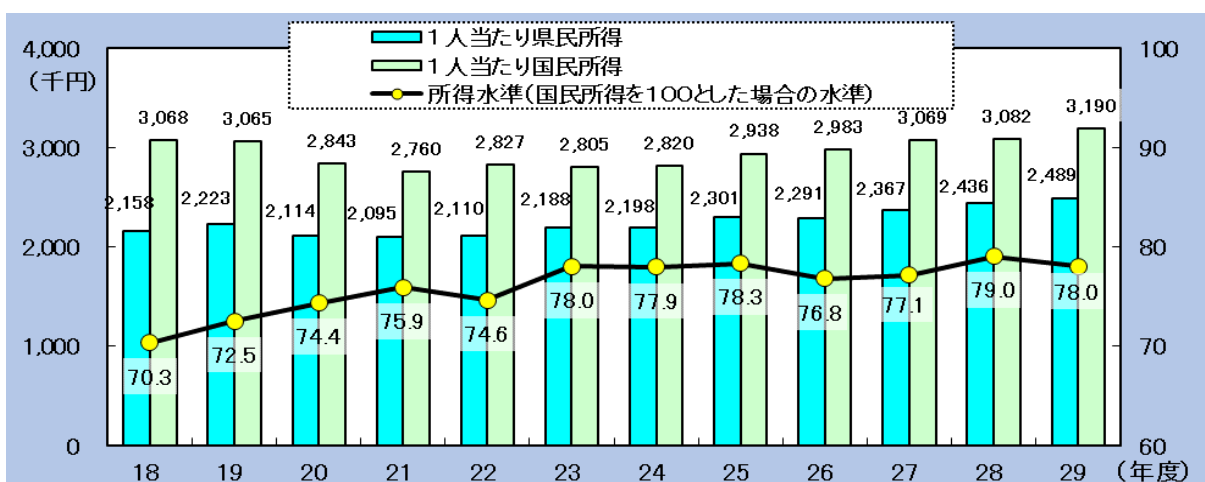
● 県内総生産は（名目）	3 兆 7,629 億円	（対前年度増加率	1.3%
	（実質）3 兆 6,305 億円	（同	1.2%
● 県民所得は	2 兆 7,082 億円	（同	1.5%
1 人当たり県民所得は	248 万 9 千円	（同	2.2%

※名目とはその年の時価から算出した値、実質とは名目値から物価変動の影響を除いた値を表します。

図－1 実質経済成長率の推移



図－2 1 人あたり県（国）民所得の推移



## 2 県内総生産（生産）

卸売・小売業や情報通信業の総生産額が減少したものの、製造業や電気・ガス・水道業・廃棄物処理業等が増加し、7年連続のプラス成長となった。

（名目）

	宮崎県						国		
	29年度				28年度		29年（暦年）		
	実数 （億円）	増加率 （%）	構成比 （%）	寄与度 （%）	実数 （億円）	増加率 （%）	実数 （兆円）	増加率 （%）	構成比 （%）
県内総生産	37,629	1.3	100.0	1.3	37,131	1.9	545.1	1.7	100.0
第1次産業	1,994	▲0.9	5.3	▲0.1	2,013	7.5	6.5	▲0.1	1.2
農業	1,608	▲1.2	4.3	▲0.1	1,627	9.8	5.4	▲0.7	1.0
林業	158	5.2	0.4	0.0	150	6.3	0.2	3.1	0.0
水産業	228	▲3.3	0.6	▲0.0	236	▲6.0	0.8	2.8	0.2
第2次産業	8,918	2.6	23.7	0.6	8,689	1.8	144.6	2.6	26.5
鉱業	15	3.6	0.0	0.0	15	▲10.8	0.3	5.3	0.1
製造業	6,528	6.6	17.3	1.1	6,122	2.6	113.0	2.0	20.7
化学	720	39.9	1.9	0.6	515	▲14.6	11.9	▲3.2	2.2
はん用・生産用・業務用機械	477	44.5	1.3	0.4	330	▲6.0	17.2	7.3	3.2
建設業	2,375	▲6.9	6.3	▲0.5	2,552	▲0.2	31.3	4.8	5.7
第3次産業	26,496	0.9	70.4	0.7	26,252	1.7	391.0	2.2	71.7
電気・ガス・水道業・廃棄物処理業	1,189	7.7	3.2	0.2	1,104	5.4	14.3	2.3	2.6
卸売・小売業	3,722	▲1.9	9.9	▲0.2	3,793	2.3	75.9	2.6	13.9
運輸・郵便業	1,646	2.6	4.4	0.1	1,605	1.3	27.7	2.6	5.1
宿泊・飲食サービス業	1,071	▲0.5	2.8	▲0.0	1,076	11.0	13.8	1.0	2.5
情報通信業	1,323	▲5.4	3.5	▲0.2	1,399	0.4	26.7	▲0.6	4.9
金融・保険業	1,329	2.4	3.5	0.1	1,298	▲6.1	22.5	0.9	4.1
不動産業	3,825	1.7	10.2	0.2	3,763	1.6	61.8	1.0	11.3
専門・科学技術・業務支援サービス業	2,021	0.0	5.4	0.0	2,020	7.1	40.5	1.5	7.4
公務	2,557	3.6	6.8	0.2	2,469	0.6	26.9	0.7	4.9
教育	1,972	2.9	5.2	0.2	1,916	0.2	19.6	1.0	3.6
保健衛生・社会事業	4,229	0.5	11.2	0.1	4,206	1.9	38.1	1.0	7.0
その他のサービス	1,612	0.6	4.3	0.0	1,603	▲2.0	23.3	1.7	4.3

### 3 県民所得（分配）

県民雇用者報酬、財産所得、企業所得と全部門で増加したことから、県民所得は増加した。

	宮崎県						国		
	29年度				28年度		29年度		
	実数 (億円)	増加率 (%)	構成比 (%)	寄与度 (%)	実数 (億円)	増加率 (%)	実数 (兆円)	構成比 (%)	増加率 (%)
県民所得	27,082	1.5	100.0	1.5	26,693	2.1	404.2	100.0	3.3
県民雇用者報酬	18,078	1.3	66.8	0.9	17,842	0.6	276.3	68.4	1.9
財産所得	711	5.0	2.6	0.1	678	▲4.9	25.8	6.4	8.9
一般政府	▲129	13.9	▲0.5	0.1	▲150	▲1.5	▲0.7	▲0.2	▲71.9
家計	817	1.3	3.0	0.0	807	▲3.6	26.2	6.5	0.8
対家計民間非営利団体	23	8.2	0.1	0.0	21	▲10.2	0.3	0.1	10.4
企業所得	8,292	1.5	30.6	0.4	8,173	6.3	102.1	25.3	6.1
民間法人企業	4,683	▲0.6	17.3	▲0.1	4,712	12.2	63.1	15.6	8.9
公的企業	267	4.6	1.0	0.0	255	▲21.5	2.7	0.7	2.4
個人企業	3,343	4.3	12.3	0.5	3,207	1.3	36.4	9.0	1.8

(注) 県民雇用者報酬…賃金・俸給、退職一時金、社会保障費の雇主負担分

### 4 県内総生産（支出）

民間最終消費支出、政府最終消費支出、総資本形成と全ての部門で増加した。

(名目)

	宮崎県						国		
	29年度				28年度		29年度		
	実数 (億円)	増加率 (%)	構成比 (%)	寄与度 (%)	実数 (億円)	増加率 (%)	実数 (兆円)	増加率 (%)	構成比 (%)
県内総生産(支出側)	37,629	1.3	100.0	1.3	37,131	1.9	547.4	2.0	100.0
民間最終消費支出	21,991	2.3	58.4	1.3	21,506	▲0.3	303.2	1.4	55.4
政府最終消費支出	9,401	1.7	25.0	0.4	9,247	▲0.1	107.6	1.1	19.6
総資本形成	9,606	3.7	25.5	0.9	9,259	2.2	131.7	4.6	24.1
総固定資本形成	9,429	2.9	25.1	0.7	9,162	0.9	131.0	4.1	23.9
民間	6,631	2.2	17.6	0.4	6,487	▲1.6	103.4	4.7	18.9
うち住宅	1,095	▲2.6	2.9	▲0.1	1,124	14.1	17.2	1.1	3.1
うち企業設備	5,536	3.2	14.7	0.5	5,363	▲4.4	86.2	5.4	15.7
公的	2,798	4.6	7.4	0.3	2,676	7.8	27.6	2.3	5.0
在庫変動	177	-	0.5	0.2	97	-	0.8	-	0.1
財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合	▲3,369	▲16.9	▲9.0	▲1.3	▲2,881	16.0	4.9	-	0.9

(注) 財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合＝財貨・サービスの移出－  
財貨・サービスの移入+統計上の不突合



### 県民経済計算とは

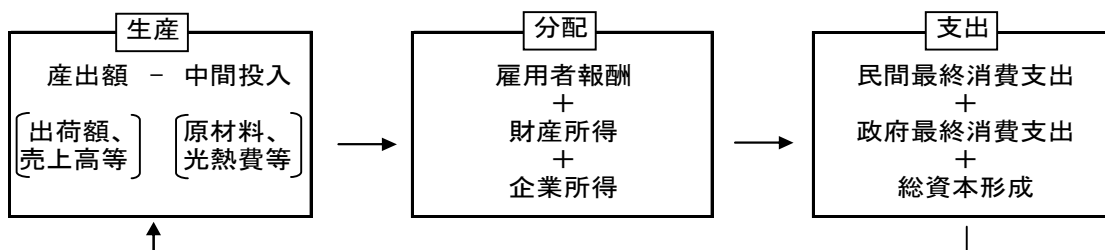
私たちは、経済活動を営むことにより、新たな価値(付加価値)を生み出しています。

県民経済計算は、この付加価値を、「生産」、「分配」、「支出」の3つの異なった側面から把握して、県全体の経済を包括的にとらえる指標です。

経済活動によって生み出された付加価値は、労働者や企業に賃金や利潤として分配され、分配された所得は消費や投資として支出されます。

「生産」、「分配」、「支出」は同じ付加価値の流れを異なる側面から見たもので、これらは概念的に等しくなります。(三面等価)

※「分配」にあたる「県民所得」は、推計時に「生産」で推計する「固定資本減耗」等を除いていること等から、公表値が「生産」、「支出」と等しくなっていません。



# 「宮崎県交通・物流ネットワーク戦略」の改定について

総合交通課

## 1 改定の趣旨

「宮崎県交通・物流ネットワーク戦略」(以下、「戦略」)は、「未来みやざき創造プラン長期ビジョン」に基づく「アクションプラン」に定められた交通及び物流に関する施策を効果的に展開していくために、具体的な取組を体系的に示すものとして、平成25年3月に策定したものであり、「長期ビジョン」(平成31年3月)及び「アクションプラン」(令和元年6月)の改定等を受け、本戦略についても改定を行ったものである。

## 2 改定後の概要

次頁のとおり

## 3 策定スケジュール(11月議会後)

令和元年12月	パブリックコメントの実施 (12月9日から令和2年1月10日まで) 市町村・交通事業者・物流事業者等からの意見聴取
令和2年1月	宮崎県交通・物流対策推進本部幹事会にて審議
2月	宮崎県交通・物流対策推進本部会議にて審議、決定

## 4 戦略の期間

令和2年度から令和5年度まで

## 5 今後の推進体制

本県交通・物流対策の推進を図るため、全庁的に推進する組織として設置された宮崎県交通・物流対策推進本部を中心に、関係部局が連携しながら戦略を推進する。

# < 改定後の概要 >

## 交通

## 物流

### I 宮崎県の交通・物流を取り巻く環境

■人口構造・人手不足 ■交流人口 ■科学技術 ■経済・産業 ■大規模行事の開催 ■環境問題 ■災害リスク ■交通・物流インフラ

### II 本県交通・物流の現状と課題

#### 1 本県交通の現状と課題

#### 2 本県物流の現状と課題

### III 目指す目標と重点的な取組

**<目指す目標> 人口減少や技術革新等に的確に対応する持続的な交通・物流ネットワークの形成**

#### <優先課題（交通）>

人口減少により、地域公共交通の維持が困難化

**（基本方針）地域の移動手段を確保する**

～ 持続可能な地域交通ネットワークの構築を目指します。～

#### <優先課題（物流）>

人手不足により、県産品の長距離輸送が困難化

**（基本方針）県産品を大消費地に届ける**

～ 持続可能な長距離輸送ネットワークの構築を目指します。～

#### 重点的な取組

**【施策1】地域公共交通の利便性向上等による持続可能な地域交通網の構築**

##### <主な取組>

- バス運行情報の「見える化」など利便性向上のための環境整備
- 交通事業者・地域と一体となった利用促進等

**【施策2】新モビリティサービスの活用等による地域の実情に応じた地域交通網の構築**

##### <主な取組>

- MaaS等の新モビリティサービスの導入促進
- 貨客混載など「シェア」による多様な輸送モードの活用

**【施策3】安心して移動できる地域交通網の構築**

##### <主な取組>

- 運転免許返納後の移動手段の確保

**【施策1】人材確保やパレット活用等による安定的な長距離輸送体制の構築**

##### <主な取組>

- 荷主と物流事業者のパートナーシップの強化
- パレット化・シャーシ化による物流の省力化
- 長距離フェリーの新船建造等による輸送力強化
- 海運・鉄道へのモーダルシフトの推進
- 物流拠点の整備促進

**【施策2】大都市圏からの直送化など下り荷の確保による物流効率化の推進**

##### <主な取組>

- 県外荷主に対する直送化の働きかけ

### IV 施策の体系

#### 地域交通の活性化

<基本方針>  
県民生活や地域を支える交通網の構築

#### 広域・国際交通の活性化

<基本方針>  
国内外との交流を活発化させる交通網の構築

#### 防災

<基本方針>  
災害に強い交通・物流網の構築

#### 物流網の構築

<基本方針>  
県産品の安定輸送を担う物流網の構築

#### 物流の効率化

<基本方針>  
県産品の効率的な輸送を実現する

# 「みやざきフードビジネス振興構想」の改定について

産業政策課

## 1 改定の趣旨

「みやざきフードビジネス振興構想」（以下「構想」という。）は、フードビジネスの振興に向けた取組を進めるため、平成25年3月に策定したものであるが、本格的な人口減少社会の到来やグローバル化の進展をはじめとする情勢の大きな変化等を踏まえ、フードビジネスを次のステージに進めるため、改定を行うものである。

## 2 経緯

令和元年11月 関係機関からの意見聴取  
令和元年12月 県議会総務政策常任委員会（素案報告）  
令和2年1月 宮崎県産業連携推進本部会議、同幹事会（庁内）  
宮崎県産業連携推進会議・フードビジネス意見交換会

### 【関係団体等からの主な意見】

- ・ 構想の方向性などについては概ね適当。具体的な取組を関係者一体となって進めていく必要がある。
- ・ 6次産業化の推進とともに、農商工連携のより一層の推進に向け、農業者と商工業者を繋ぐ仕組みづくりが必要である。
- ・ 魅力の発信や販売について、引き続き充実を図っていく必要がある。
- ・ 人材の育成は取組の基盤であり、しっかりと進めていく必要がある。

## 3 改定の概要

フードビジネスを取り巻く環境の変化や本県フードビジネス産業の課題等を踏まえ、取組の方向性（視点）を設定

### （1）フードビジネスを取り巻く環境の変化等

【環境の変化】人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展、技術革新  
志向の変化、食の安全・安心

【課題等】素材供給型の産業構造、外貨の獲得、低い労働生産性、働き手の不足

### （2）構想の方向性

3つの視点に沿って取組を展開

#### 視点1 高付加価値化の推進

産地加工の推進、マーケットニーズに対応した選ばれる商品づくり 等

#### 視点2 みやざきの食の魅力の発信と販路拡大

国内外への積極的な販売展開、情報発信の強化による食のファンを増やす取組や観光資源としての幅広い活用 等

#### 視点3 フードビジネス産業の生産性向上と良質な雇用の創出

業務工程の検証・改善支援、人材の確保・育成 等

### （3）主な成果指標

食品関連産業生産額 1兆6,000億円

### （4）構想の期間

令和2年度から令和4年度まで

# みやざきフードビジネス振興構想（改定案）の概要 ～フードビジネスを次のステージへ～



## 策定の背景

- これまでの取組により、現構想に掲げる成果指標である「食品関連産業生産額：1兆5千億円」の達成が間近な状況
- 現構想策定以降、人口減少、少子高齢化、グローバル化の進展など、フードビジネスを取り巻く環境が急速に変化

## 構想の性格等

- フードビジネスのさらなる発展に向けた取組の方向性の提示
- 推進期間：令和2年度から令和4年度までの3年間

## フードビジネスを取り巻く環境の変化

社会環境	想定される影響
○人口減少・少子高齢化	消費の減退、労働力不足による生産力の低下 など
○グローバル化の進展	世界の食市場の拡大、日本食への関心の高まり など
○食の安全・安心、志向の変化	消費者ニーズの多様化 など

## 本県フードビジネスの課題等

- ① **素材供給型の産業構造**  
一次産品としての出荷が多い。県内加工に取組の余地
- ② **外貨の獲得**  
競争の激化が予想される。競争力の強化が必要
- ③ **低い労働生産性**  
働き手の不足を踏まえた生産性向上が必要
- ④ **働き手の不足**  
農業・水産業分野をはじめ働き手不足の状況

## 構想の方向性

### 視点1 高付加価値化の推進

- 1 **産地加工の推進**
  - ① 県産農林水産物の県内加工を推進する仕組みの構築
  - ② 農工商連携、6次産業化の推進
  - ③ 野菜や畜産物の県内加工の推進

### 2 選ばれる産地・商品づくり

- ① GAP推進等による新たな安全・安心を確保する体制の充実
- ② 保健機能食品など健康に着目した商品づくり
- ③ フード・オーブンラボなどを活用した商品開発支援

### 3 フードビジネスを支える企業の育成

- ① フードビジネスの総合相談窓口の機能強化
- ② 取引拡大に向けた衛生管理や食品表示の向上支援
- ③ 食品開発センターによる技術相談等の充実

### 視点2 みやざきの食の魅力の発信と販路拡大

- 1 **国内外への戦略的な販路拡大**
  - ① 商談会の開催やコーディネーターの配置等による販路拡大支援
  - ② 品目毎の戦略的な販売展開

### 2 販路拡大を進める環境づくり

- ① 県内商社等との連携による輸出体制の構築
- ② インターネット販売の拡大支援
- ③ 中山間地域の産品の販路拡大支援
- ④ モーダルシフトなど持続的な物流体制の形成に向けた取組の促進

### 3 みやざきの食ファンを増やす取組 ・観光資源としての幅広い活用

- ① 生産者の思い等の発信強化や大規模イベント等でのPR
- ② 食をいかした農業体験や加工品づくり体験の提供

### 視点3 生産性向上と良質な雇用の創出

- 1 **フードビジネス産業の生産性向上**
  - ① 食品等製造業の生産性向上支援
  - ② 農水産業のスマート化の促進

### 2 フードビジネスにおける人材の確保・育成

- ① コーディネーターの配置等による人材の確保・定着支援
- ② 働きやすい環境づくり等を通じた多様な人材の活用
- ③ 農業・水産業における担い手の確保・育成支援
- ④ フードビジネスに係る人材育成の充実

### 3 地域と調和した企業参入

- ① 地域や地元企業と連携が期待できる企業立地の促進
- ② 地域と調和した企業の農業への参入

## 産学金労官一体となった推進・サポート体制

宮崎県産業連携推進会議（県内の産学金労官27団体で構成、情報共有・基本方針の確認等）

フードビジネス相談窓口  
（相談ステーション等）

商品開発支援  
（食品開発センター等）

販売支援  
（専門コーディネーター等）

人材の育成  
（ひなたMBA等）

# 宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称） の制定について

生活・協働・男女参画課

## 1 制定の趣旨

自転車は手軽な乗物であり、子どもから高齢者まで幅広く利用されている一方で、県内でも多くの自転車事故が発生しており、交通ルールやマナーを守らない利用者が多く、県民から交通ルール遵守の啓発等の要望が寄せられている。

さらに、自転車利用者が加害者となる事故による高額賠償事案が全国で発生しており、昨年9月に制定された「宮崎県自転車活用推進計画」においても、自転車損害賠償責任保険への加入促進について条例制定を含め検討する旨規定している。

これらのことから、自転車の安全で適正な利用及び自転車損害賠償責任保険への加入促進を主な内容とした条例を制定するものである。

## 2 これまでの取組

令和元年

10月31日 10月閉会中 総務政策常任委員会 条例制定について報告

11月 7日 第1回検討委員会における検討

※構成員：学識経験者、自転車販売事業者、損害保険事業者、  
PTA、市町村、県警察、県関係課など

12月19日 第2回検討委員会における検討

令和2年

1月23日 1月閉会中 総務政策常任委員会 条例の概要（案）の報告

2月20日 第3回検討委員会における検討

## 3 条例の骨子（案）

別紙のとおり

## 4 条例の施行日

自転車利用者の責務や自転車損害賠償責任保険への加入義務等の条例の内容を周知するため、半年間の周知期間を設け、令和3年4月に条例を施行する。

## 5 今後の取組

令和2年

3月5日 2月定例県議会 総務政策常任委員会 骨子（案）の報告

4月 パブリックコメントの実施

7月 法令審査会

9月 9月定例県議会 議案上程

10月 条例公布

令和3年

4月 条例の施行

## 「宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）」の骨子（案）

### 1 目的

この条例は、自転車の安全で適正な利用について、基本理念を定め、並びに県、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）及び県民等の責務、事業者及び交通安全団体の役割を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策の基本的事項を定めることにより、これらの者が相互に連携した取組を推進し、自転車の関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図り、県民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

#### 【趣旨】

この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

### 2 定義

- (1) この条例において自転車とは、道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいいます。
- (2) この条例において自動車等とは、道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいいます。
- (3) この条例において県民等とは、県内に居住し、滞在し、通勤通学する者をいいます。
- (4) この条例において交通安全団体とは、交通安全に関する普及啓発活動を行う法人、その他の団体をいいます。
- (5) この条例において学校等とは、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいいます。
- (6) この条例において自転車損害賠償責任保険等とは、自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいいます。
- (7) この条例において自転車貸付事業者とは、自転車の貸付を業とする者をいいます。

#### 【趣旨】

この条例の中で用いられる用語が、どういう意味内容で用いられるかを定めた規定です。

### 3 基本理念

- (1) 自転車の安全で適正な利用は、県、自転車利用者その他の関係者がそれぞれの責務又は役割を果たし、自転車に関係する交通事故の防止を図ることを旨として促進されなければならないこととします。
- (2) 自転車の安全で適正な利用は、歩行者、自転車利用者及び自動車等の運転者が、交通法規を理解するとともに、それぞれの特性について相互に配慮し、尊重し合うことを旨として促進されなければならないこととします。

#### 【趣旨】

自転車の安全で適正な利用を促進するための基本的な理念を示すものです。

### 4 県の責務

- (1) 県は、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体、国及び市町村と相互に連携し、及び協力して、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に実施するものとします。
- (2) 県は、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとします。

#### 【趣旨】

県の責務を定める規定です。自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に実施すること、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体及び市町村が実施する取組を支援するため必要な措置を講ずることを定めるものです。

### 5 自転車利用者の責務

- (1) 自転車利用者は、自転車が車両（道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。以下同じ。）であることを認識し、次に掲げる事項を励行しなければならないこととします。
  - ア 交差点内を通行しようとするときは、信号機、道路標識及び道路標示を遵守するほか、必要に応じて一時停止又は徐行をするなど、安全を確認して通行すること。
  - イ 夜間においては、前照灯を点灯するとともに、法その他の自転車に関する法令（公安委員会規則を含む。以下「自転車関係法令」という。）に定める反射器材を備え付け、又は尾灯を点灯すること。
  - ウ 携帯電話用装置の通話若しくは操作をし、又はイヤホン若しくはヘッドホンを使用して大音量で音楽等を聞きながら運転しないこと。
  - エ 自転車関係法令に規定する場合を除いて二人乗りをしないこと。
  - オ 傘を差して運転しないこと。
  - カ 前各号に掲げるもののほか、自転車関係法令に定める自転車の安全な利用に関する事項
- (2) 自転車利用者は、盗難防止のため、自転車の確実な施錠を行うよう努めなければならないこととします。

#### 【趣旨】

自転車利用者の責務を定める規定です。自転車を安全で適正に利用するために自転車利用者が励行すべき事項について定めるものです。



## 6 県民等の責務

- (1) 県民等は、自転車の安全で適正な利用について理解を深め、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用のための取組に積極的に参加するよう努めなければならないこととします。
- (2) 県民等は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならないこととします。

### 【趣旨】

県民等の責務を定めた規定です。自転車の安全で適正な利用について理解を深め、職場、学校、地域等における取組に積極的に参加するよう努めること、また、国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めることについて定めるものです。

## 7 事業者の役割

事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業者に対し、自転車の安全で適正な利用について教育及び啓発を行うよう努めなければならないこととします。

### 【趣旨】

事業者の役割を定める規定です。自転車通勤又は事業活動において自転車を利用する従業者に対し、自転車の安全で適正な利用について教育及び啓発を行うよう努めることを定めるものです。

## 8 交通安全団体の役割

- (1) 交通安全団体は、交通法規の遵守についての啓発その他の自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に推進するよう努めなければならないこととします。
- (2) 交通安全団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならないこととします。

### 【趣旨】

交通安全団体の役割について定める規定です。自転車の安全で適正な利用促進のための取組を自主的かつ積極的に推進するよう努めること、また、国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めることについて定めるものです。

## 9 県の交通安全教育等

県は、自転車の安全で適正な利用について、県民等及び事業者が関心及び理解を深めることができるよう交通安全に関する教育及び啓発を行うものとします。

### 【趣旨】

自転車の安全で適正な利用のための教育及び啓発について定めるものです。

## 1 0 学校等における交通安全教育等

- (1) 県は、県が設置する学校等において、当該学校等に在学する者に対し、自転車の安全で適正な利用について、その発達段階に応じた教育、指導及び啓発を行うよう努めるものとします。
- (2) 県は、県が設置する学校等以外の学校等の設置者に対し、当該学校等に在学する者に対し、前項に規定する教育、指導及び啓発を行うよう協力を求めるものとします。
- (3) 県は、前項の教育、指導及び啓発が効果的に行われるよう、同項の学校等の設置者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとします。

### 【趣旨】

学校等における交通安全教育等について定める規定です。県内の学校等において、自転車の安全で適正な利用について発達段階に応じた教育等を行うよう努めること、県は学校等の設置者に対し、前述の教育等を行うよう協力を求めるとともに情報提供等の必要な支援を行うよう定めるものです。

## 1 1 家庭における交通安全教育等

- (1) 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用について必要な教育を行うよう努めなければならないこととします。
- (2) 保護者は、児童又は幼児が自転車を利用するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないこととします。
- (3) 高齢者（70歳以上の者をいう。以下同じ。）の家族は、その高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全で適正な利用に関する事項について必要な助言をするよう努めなければならないこととします。

### 【趣旨】

家庭における交通安全教育等について定める規定です。保護者は、監護する未成年者に対し自転車の安全で適正な利用について必要な教育を行うよう努めること、保護者は、児童又は幼児が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めること、また、高齢者の家族は、高齢者に乗車用ヘルメット着用等の助言をするよう努めることについて定めるものです。

## 1 2 ヘルメットの着用

- (1) 自転車利用者は、自転車に取り付けられた幼児用座席に幼児を乗車させるときは、当該幼児に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないこととします。
- (2) 高齢者は、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないこととします。

### 【趣旨】

ヘルメットの着用について定める規定です。自転車利用者は、自転車に取り付けられた幼児用座席に幼児を乗車させるときは、幼児に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めること、高齢者は、自転車を利用するときは乗車用ヘルメットを着用するよう努めることを定めるものです。

### 1 3 自転車の点検整備

- (1) 自転車利用者、事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車貸付業者は、その利用し、事業に使用する、又は貸し付ける自転車について、必要な点検整備（自転車の本体及びブレーキ、前照灯、反射器材その他の装備の安全性を確保するために必要な点検整備をいう。次項において同じ。）を行うよう努めなければならないこととします。
- (2) 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検整備を行うよう努めなければならないこととします。

#### 【趣旨】

自転車利用者、事業者、自転車貸付事業者は利用し、業務に使用し、または貸し付ける自転車について、保護者は監護する未成年者が利用する自転車について必要な点検整備を行うよう努めることを定めるものです。

### 1 4 自転車損害賠償責任保険等への加入

- (1) 自転車利用者（未成年を除く。）は、自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならないこととします。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでないこととします。
- (2) 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならないこととします。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでないこととします。
- (3) 事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならないこととします。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでないこととします。
- (4) 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならないこととします。ただし、当該自転車貸付事業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しているときは、この限りでないこととします。

#### 【趣旨】

自転車利用者、保護者、事業者、自転車貸付事業者は、自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならないこと等を定めるものです。

## 1 5 自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等

- (1) 自転車小売業者（自転車の小売を業とする者をいう。）は、自転車を販売し、整備し、又は修理するときは、当該自転車を購入し、又は整備若しくは修理を依頼しようとする者（以下この項において「購入者等」という。）に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならないこととします。この場合において、購入者等が当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、当該購入者等に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならないこととします。
- (2) 事業者は、その従業者のうち、通常の通勤方法として、自転車を利用する者がいるときは、当該従業者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならないこととします。この場合において、当該従業者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、当該従業者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならないこととします。
- (3) 自転車貸付事業者が業として自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならないこととします。

### 【趣旨】

自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等について定める規定です。自転車小売業者は購入者等に対し、事業者は自転車を利用して通勤する従業者に対し、保険等加入の有無を確認するとともに、加入が確認できないときは保険等への加入に関する情報を提供するよう努めること、また、自転車貸付事業者は、自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る保険等の内容に関する情報を提供するよう努めることについて定めるものです。

## 1 6 情報の提供

- (1) 県は、市町村、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 学校等の設置者は、自転車を利用する学生、生徒及び児童並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならないこととします。

### 【趣旨】

情報提供について定める規定です。県は市町村、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、情報提供その他の必要な措置を講じること、また、学校等の設置者は、自転車を利用する学生等及びその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めることについて定めるものです。

## 17 道路環境の整備

県は、自転車の安全で適正な利用の促進を図るため、歩行者、自転車及び自動車等が安全に通行できる道路環境の整備に努めることとします。

### 【趣旨】

自転車を安全に利用するための道路環境の整備について定めるものです。

## 18 広報及び啓発等

県は、市町村及び関係団体（交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全で適正な利用に関する活動を行う団体をいう。）と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するために必要な広報及び啓発を行うものとします。

### 【趣旨】

自転車の安全で適正な利用を促進するための広報及び啓発について定めるものです。

# 国民スポーツ大会に向けたスポーツ施設の整備について

国民スポーツ大会準備課

## 1 陸上競技場

### (1) 今年度の主な取組

令和元年 5月～ 競技団体と整備内容について意見交換  
 10月～ 日本陸連と公認取得に向けた協議  
 令和2年 1月 埋蔵文化財調査に着手  
 3月 基本設計完了、実施設計に着手（予定）

### (2) 基本設計の概要

基本設計は3月末に完了予定。  
 資料4のとおり。

### (3) 概算工事費について

現在、基本設計を取りまとめている段階での概算工事費は以下のとおり。

(単位：億円)

施設	概算工事費	施行者	基本計画
① 主競技場	120	県	100
② 補助競技場	20	市	20
③ 投てき練習場	4	県	
④ 公園施設（東側）	20	市	造成 40 調整池・公園施設 20 駐車場造成・整備 20
⑤ 造成・調整池（東側）	30	県	
⑥ 造成・調整池（西側）	10	市	
⑦ 駐車場（西側）	10	市	
合計	214	—	200
県工事	154		
市工事	※ 60		

※ 市の工事60億円のうち、国の交付金が最大で30億円、市の負担額は20億円、10億円が県の負担となる。

なお、この他にも調査・設計費や用地費などがあり、実際の負担額は変動する。

## 2 体育館

### (1) 今年度の主な取組

令和元年	5月	基本・実施設計委託	入札公告
	7月	同上	落札者決定
	8月	基本設計に着手	
	11月～	競技団体と整備内容について意見交換	
令和2年	2月	基本設計完了、実施設計に着手	
	3月	延岡市と協定書及び覚書を締結（予定）	

### (2) 基本設計の概要

資料5のとおり。

### (3) 概算工事費について

基本設計段階での概算工事費は以下のとおり。

(単位：億円)

施設	概算工事費	施行者	基本計画
① 体育館	83	県	70
② 外構			5
③ 敷地外駐車場	(未設計)	市	10
④ 既存解体			

### (4) 延岡市との役割分担

今年度中に以下の内容で協定書及び覚書の締結を予定。

#### ① 役割分担

新たな体育館は、県大会などの大規模大会を開催するための県の施設と、日常の市民利用のための地域の施設としての役割を担うため、下の役割分担により県と延岡市が共同で整備を行う。

(i) 新体育館建設、敷地内駐車場その他外構工事については県の役割とする。

(ii) 敷地外駐車場の用地取得・整備及び既存体育館解体工事については市の役割とする。

建設	○新体育館 ○敷地内駐車場 ○外構工事	県
	○敷地外駐車場	市
撤去	○既存体育館解体	

#### ② 費用負担

①の整備の役割分担に応じた費用をそれぞれが負担することとする。

### 3 プール

#### (1) 今年度の主な取組

平成31年	4月	PPP／PFI手法導入可能性調査委託 落札者決定
令和元年	5月	PPP／PFI手法導入可能性調査に着手
	9月	PPP／PFI手法導入可能性調査完了
	10月	実施方針等策定業務に着手
	11月～	競技団体と整備内容について意見交換
令和2年	1月	サウンディング型市場調査の実施
	2月	県プール整備運営事業審査委員会の開催
	3月	実施方針及び要求水準書（案）の公表（予定）

#### (2) サウンディング型市場調査について

調査内容	PFI手法を導入予定の本事業への関心、事業条件（主に余剰地部分）、事業スキーム、配置計画等	
調査期間	令和2年1月27日～1月31日（5日間）	
参加者	16グループ19社（県ホームページで公募）	

#### (3) 実施方針（案）について

サウンディング型市場調査の結果等も踏まえ、一体的に整備することで施設計画や施設機能の連携が可能となり、施設間での相乗効果（プール利用者の増加等）が期待できることから、プールと民間収益施設を一体的に整備することとする。

実施方針（案）概要版については、資料6のとおり。



#### 4 3 施設の整備スケジュール

西暦(年度)	2018年 8年前	2019年 7年前	2020年 6年前	2021年 5年前	2022年 4年前	2023年 3年前	2024年 2年前	2025年 1年前	2026年 当年
開催まで									
陸上競技場 (公設)									
基本計画策定	●								
地形測量 地質調査	●	●							
用地買収		●							
造成	●	●	●	●	●	●	●	●	●
陸上競技場整備	●	●	●	●	●	●	●	●	●
公園整備 (陸上競技場以外)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
体育館 (公設)									
基本計画策定	●								
地形測量 地質調査	●	●	●	●	●	●	●	●	●
用地買収			●	●	●	●	●	●	●
駐車場整備				●	●	●	●	●	●
市民体育館解体				●	●	●	●	●	●
体育館整備		●	●	●	●	●	●	●	●
プール (PF想定)									
基本計画策定	●								
地形測量 地質調査	●	●	●	●	●	●	●	●	●
事業手法検討	●	●	●	●	●	●	●	●	●
PFI事業者選定		●	●	●	●	●	●	●	●
プール整備(PFI)				●	●	●	●	●	●

リーサル大会

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

※上記スケジュールには発注などの準備期間も含まれます。